

糸島市バリアフリー基本構想

平成28年3月

糸島市

目 次

第1章 総論

- (1) 改定の背景と目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- (2) 基本構想の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- (3) 計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- (4) バリアフリー新法の概要・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- (5) バリアフリーに関する糸島市の現況・・・・・・・・ 6

第2章 バリアフリー化の基本方針

- (1) 基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- (2) 基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13

第3章 重点整備地区等の設定

- (1) 重点整備地区の設定の考え方・・・・・・・・・・・・ 15
- (2) 生活関連施設の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
- (3) 生活関連経路等の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21

第4章 特定事業等

- (1) 特定事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
- (2) その他の事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27

第5章 心のバリアフリーの推進

- (1) 心のバリアフリーの考え方・・・・・・・・・・・・・・ 28
- (2) バリアフリー新法の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・ 28

第6章 バリアフリー基本構想の推進に向けて

- (1) 市民・事業者・糸島市の役割・・・・・・・・・・・・ 29
- (2) 取組の継続(スパイラルアップ)・・・・・・・・・・・・ 29

資料

- (1) 関係団体へのヒアリング・・・・・・・・・・・・・・ 30
- (2) 前原小学校での取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32
- (3) 用語解説・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33

本構想における「障がい」「障害」の使い分けについて

市では、障害の「害」の漢字の表記に否定的で負のイメージがあることから、できるだけひらがなで表記することにしていきます。本構想においても、障がいの基本的人権を尊重し、心のバリアフリーを推進する観点から、ひらがな表記を行うものです。

ただし、法令・条例や制度等の名称、施設・法人・団体等の固有名詞が「障害」となっている場合と、「視覚障害」「障害物」「障害を除去する」等、人を指さない場合については、そのまま漢字で「障害」と表記しています。